

地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 修正の方向

府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画について、以下よりご意見をいただきました。

- ・ パブリック・コメント（平成 20 年 8 月 21 日（木）～9 月 19 日（金）：以下「パブコメ」とする。
- ・ 平成 20 年度 第 3 回福祉計画検討協議会（平成 20 年 11 月 14 日（金）：以下「協議会」とする。）
- ・ 平成 20 年度 第 3 回福祉のまちづくり推進審議会（平成 20 年 10 月 23 日（木）：以下「審議会」とする
- ・ 和田会長からのご意見以下、「会長」とする

いただいたご意見について、次のように修正の方向を考えます。

NO.	ページ	意見の出所	意見内容	意見に対する考え方	修正後
第 1 章 2 府中市の地域福祉に関する課題					
1	37	パブコメ	人権の尊重（権利擁護）の根拠として、児童の権利に関する条約の後に、障害者権利条約も入れるべき。	⇒（１）③人権の尊重（権利擁護）、児童の「権利に関する条約」の後に、「障害者権利条約」も入れます。	⇒理想とする地域像を実現するためには、人権を尊重した活動が基盤となることから、児童の権利に関する条約、 <u>障害者権利条約</u> 、 <u>成年後見制度*</u> など
2	38、58	協議会	外国人問題や生活保護の問題がまったく入っていません。現在生活保護の運用も厳しいものがあります。福祉計画への留意事項として書いておいてほしいと思います。市民の生活への目配りが必要です。部会で検討してください。	⇒58 ページに「生活困窮者への自立支援」「ホームレスへの自立支援」「外国人への支援策の充実」の記載あり ⇒地域福祉計画の 38 ページに追加修正します。	⇒② <u>社会的弱者になる可能性のある方々への支援</u> <u>社会の中で、生活上の利便を図ることも難しく、他の多くの人々に比べて、その生活の質において、著しく不利で傷つきやすい立場に置かれている人々が見受けられます。いわゆる社会的弱者になる可能性のある方々で、たとえば外国の方や生活保護受給者など低所得の方々などに対して、安心して生活できるよう支援が求められます。</u> ③ <u>孤立しがちな市民への支援</u>
第 2 章 計画の基本的な考え方					
3	45	協議会	ソーシャルインクルージョンに関する説明を入れるべき。	⇒説明を追加します。	⇒安心して暮らせるまちづくりをめざします。また、 <u>外国の方や生活保護受給者など社会的弱者になる可能性のある方々に対して、生活の支援に配慮していきます。</u>

4	45	会長	ソーシャルインクルージョンについて書きにくいところではあるが、根本は安心・安全である。構成を見直すところがあればお願いしたい。	同上	同上
第3章 重点施策 1 支え合いの仕組みづくりについて					
5	50	パブコメ	支援システムのイメージについて、現在の地域包括支援センターは、介護保険の制度として、対象が高齢者とその家族だが、この地域包括支援センターを高齢者も障害者も児童も女性も生活困窮者も含めた地域に住む市民を対象にした、例えば（仮称）『地域福祉包括支援センター』というような考え方で、運営できないか。そして、計画案の「地域コーディネーター」は、この（仮称）『地域福祉包括支援センター』で、介護保険のケアマネジャーのように、障害者自立支援事業や生活困難家庭のケアマネジメントを行なう役割を担うとよいと思う。	地域コーディネーター（仮称）は、住民が福祉に参加する仕組みをつくったり、地域での問題解決のための橋渡しの存在です。 また、地域包括支援センターは、介護保険法に基づき設置されておりますが、本市においては、高齢者分野のみならず福祉の総合相談窓口としての機能をもたせて市役所内に設置されています。しかし、ご意見にある介護保険以外のケアマネジメントを行う役割をもつことについては、今後の地域包括支援センターのありかたなど、市関係部署や関係機関と様々な見地からの検討が必要と考えます。	⇒修正なし
6	50	パブコメ	障害者福祉の制度においてもケアマネジメントを行なう、介護保険のケアマネジャーのような存在が必要だと思う。地域コーディネーターはその役割を担うのか。	同上	同上
7	50	審議会	地域コーディネーターが出ていますが、問題解決型というか世話役を想定している形ですが、民生委員なのかそれとも別な形ですか。地域コーディネーターの具体的なイメージはいかがですか。	地域コーディネーターは、地域に密着した方を選ぶことになると思います。 ⇒地域の実情に応じて地域の資源を活用する旨記載します。 ※施策にあった文章に修正、図に地域と行政の橋渡しの役割を明示する	⇒様々な地域資源を開拓しながら、それらとの相互連携によって生活課題を把握し、横断的な支援を通して問題解決を行います。
8	50	審議会	地域コーディネーターには、民生委員の場合は、地域に関係のある方を選んでいただきたい。	同上	同上
9	50	審議会	地域により密着した方でコーディネートできる方の育成等、いろいろ配慮して欲しいと思います。	同上	同上

10	50	審議会	地域コーディネーターが要になる役割と考えられます。地域コーディネーターが地域包括支援センターの人材とどうリンクするのも含めて今後の課題です。	同上	同上
11	50	審議会	地域コーディネーターは、新たな支えあいに関する国の審議会のなかで出てきているものです。いろいろな角度から、各区市町村が一番得意なシステムを作りなさいということでやっていることですので、是非検討していただいて、やっていただきたい。	同上	同上
12	50	審議会	地域包括支援センターが介護保険のセンターとしてとらえられている。現実には高齢者が多く運営せざるをえないが、高齢者について何でも相談できる総合的なセンターがいいと思うがそうはできないのか。	地域包括支援センターそのものが府中市の場合、現在市役所の中に1か所あります。高齢者だけではなく福祉の総合相談を担っております。 ⇒54 ページ（3）相談・権利擁護事業の充実 ①相談窓口の連携強化に「福祉総合相談窓口である」と記載しています。	⇒修正なし
4 章 目標 1 （3）—⑤市民後見人の養成					
13	54	パブコメ	（3）権利擁護について (1) 成年後見には、専門家以外に日常生活支援のスタッフも必要だが、市民単独の後見人というのであれば、法的にも課題があるのではないのか。 (2) この市民後見人は法的にどこまでの権限と責任をもつのか。 (3) 社会貢献的な精神ということは、ボランティアで行なうということか。 (4) 本人に寄り添い、財産や生活スタイルやこれからの生活までを考えて、責任を持って、権限を行使するには、法的、経済的、精神的な保障が必要だと思うが、どのように保障するのか。	(1) 市民後見人は、東京都でも社会貢献型後見人として養成しており、都内の他の自治体でも採用している制度で、法的には問題ありません。 (2) 後見監督人の監督を受けながら、身上監護、財産管理等を行います。 (3) 基本的にボランティアで行うということになります。 (4) 市民後見人の支援については、社会福祉協議会等の関係機関と連携して行います。また、保険加入等の対策を行います。 なお、後見対象は施設入所者に限定する予定です。	⇒用語解説に上記（2）、（3）、（4）及び後見対象を明記します。

14	55	審議会	「⑤市民後見人の養成」とあります。これはボランティアを募集し、養成して監督するところが必要だと思うのですが、社会福祉協議会が指導するのでしょうか。認知症が増えてくるので後見人は必要になると思います。後見人も問題を起こしているので監視することも必要です。	市では地域福祉権利擁護事業を、市が社会福祉協議会に委託して平成 18 年 10 月から、権利擁護センターふちゅうで行っている。今年度は事業の一環として市民後見人の養成も行なっていくことになる。	⇒修正なし
15	55	審議会	後見が必要な人が増えていくのに対して、後見人は少なく、市としては将来に向けて育ていくため、準備をしていくのがいいでしょう。	市では、地域福祉権利擁護事業にかかわっている支援員に、スキルアップを図っていただいて個々に後見人になっていただきたいという希望もあり、1 年に数名ずつできる方を養成していきたいと考えています。	⇒修正なし
第 4 章 目標 3 (3) —①災害時要援護者支援					
16	62	パブコメ	阪神・淡路大震災では女性の人権が守られなかった事例も多かったと聞く。そこで、災害時要援護者の範囲をもっと広げて、名簿の作成が目的ではなく、地域で女性を含めた災害時の対策を考えていけるような体制と意識作りを目指すというような意味にすべき。	災害時の対策として、援助を必要とする高齢者、障害者を把握することを最優先に考えています。将来的にはご意見の内容についても課題として検討してまいります。	⇒修正なし
17	62	審議会	上記のパブコメについて、市の回答では「高齢者、障害者を把握することを最優先に考えます」とありますが、最優先に考えるとどういうこと今はどういう状態ですか。	来年度で名簿等を作りたいということで予算計画をたてております。	⇒修正なし
18	62	審議会	上記のパブコメについて男女一緒に考えていかなければいけないのに「女性……」ということはどういうことで質問したのかわかりません。	「女性」のどういうことかということについてですが、ご指摘のように範囲は広い。その中には避難所での集団の中でのプライバシーの問題、母子家庭や寡婦の方への配慮も含めてかとも考えております。最終的に目指すものはご意見のようなことかとも思いますが、市としては高齢者や障害者の把握を最優先に考えておりますので、このような回答となっております。	⇒修正なし

4章 目標4 (1) 心のバリアフリー、(4) 多様な人材の育成・確保					
19 (28)	65	審議会	点字ブロックですが、いぼ状と棒状のがありますが、一般の人には違いがわかりにくいと思うので、違いがわかるように広報していただきたい。	⇒福祉教育・福祉啓発活動を推進する ⇒市の広報やケーブルテレビなどを活用して、福祉啓発活動を推進します。	⇒修正なし
20	67	審議会	(4) 多様な人材の育成・確保のところで、「専門的な人材の確保」とありますが、保健福祉に関わる人材確保が厳しく、抜本的に後押ししていかないといけない状況にあります。踏み込んでフォローしてほしいと思います。今はボランティアで終わってしまっています。	⇒地域の実情に応じて地域の資源を活用していきたい旨記載します。 ⇒7章(3)の方で幅広く取り組むとともに国や都へ要望を行っていきます。	⇒・専門的な福祉従事者を養成します。 ・府中ボランティアセンターを活用し、地域の課題を全体的に捉え、・福祉活動に参加していくボランティアコーディネーターなど、専門的知識を持った人材を育成します。 ・有資格者の掘り起こしによる潜在的人材を確保します。
21	67	審議会	介護関係も含めて3Kと言われるような職場になっておりまして、その点も含めて行政が何らかの手を打って欲しいと思います。	⇒市の考えを多少入れ込んだ形で表現していく方法でいきたいと思います	・福祉・介護人材の育成・確保について、 <u>都や国に要望していきます。</u>
4章 目標5 福祉のまちづくりについて					
22	69	パブコメ	バリアフリーについて、府中市はバリアフリー化を積極的に勧めていると評価しているが、今一步の当事者参画を図るべき。	当事者参加については、福祉のまちづくり推進審議会へ委員として参加していただくほか、各施策の実現に向けてもできる限り当事者の参加を図っていきます。 ⇒第4章(5)－②(56ページ)に当事者参加について事業をあげています。	⇒修正なし
総合的な問題について					
23	—	パブコメ	資料が分厚く、市民がアプローチしやすい方法を考えるべき。	資料の分量について、一読できるような手法は取り組み易さ等のメリットがある一方、誤解を招くことも想定されますので、福祉計画を含めた他の計画等を鑑みながら、今後、検討していきます。	⇒修正なし
5章 計画の推進体制に向けて					
1 評価、点検、推進における組織					
24	76	審議会	計画は実行してアセスメント、最後に確認することが大事だと思います。	5章1に明記してあります。	⇒修正なし

25	76 153 213	パブコメ	計画の推進について、計画策定に関わった協議会や審議会が、点検・評価・課題解決のための提案や見直しをするよう、踏み込んだ規定にすべき。	各計画の「計画の推進に向けて」の項目で、評価・点検・見直しの体制を明記しています。	⇒修正なし
5章 4 国・都への要望					
26	77	協議会	「4国や都への要望」では、市長会を通じて要望する、とあって、高齢のところでも154ページでも同じ文章があります。障害でも同様です。他の自治体の計画では箇条書きに具体的に書いてあるところもあります。検討して具体的に掲げたらどうでしょうか。	国・東京都への要望事項について、以下を追加する。 ・ ホームレスについて 要望する旨を記載。 ・ バリアフリーについて 福祉教育・啓発活動について、具体的に記載：例えば心のバリアフリーについて福祉教育・啓発活動の推進 ・ 人材育成について 人材育成の問題は東京都と国に提言する必要がある。	⇒ ① 福祉・介護人材の育成・確保 ② 心のバリアフリーに関する福祉教育・啓発活動の普及 ③ ホームレス等で働く意欲と能力のある人に対して自立に向けた支援
27	77	会長	国・東京都への要望事項について（77ページに記載すること） ・58ページのホームレスについては要望する旨の記載があるのでこれを使う。 ・バリアフリーにつき、65ページの福祉教育・啓発活動について、国・東京都に推進の充実を要望する。 ・人材育成の問題は東京都と足並みをそろえる必要がある。		
28 (19)	77	審議会	点字ブロックですが、いぼ状と棒状のがありますが、一般の人には違いがわかりにくいと思うので、違いがわかるように広報していただきたい。	⇒心のバリアフリーについての啓発活動の推進を要望する	⇒② 心のバリアフリーに関する福祉教育・啓発活動の普及
29	77	審議会	自転車をのる人のマナーですが、無視している人もいて高齢者には危険です。	同上	同上